様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025　年　2　月　10　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃねおほーむ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ネオホーム  （ふりがな）たなか　たいちろう  （法人の場合）代表者の氏名 田中　太一郎  住所　〒862-0962  熊本県熊本市南区田迎5丁目5番10号  法人番号　9330001023124  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX VISION go to 2025 | | 公表日 | 2022年　11月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ネオホーム　DX VISION go to 2025  <https://www.neohome.jp/bd/files/2022/11/DXvisiongoto2025-1.pdf>  （Ｐ１～Ｐ２） | | 記載内容抜粋 | 企業理念を以下の様に掲げています。  私たちネオホームは、『豊かさの探求』を企業理念に掲げ、住まいを通じ、  真の（NEO）豊かさの探求する事でお客様・社員・社会に貢献し続けます。  （DX VISION go to 2025　Ｐ１）  ＤＸ　ＶＩＳＩＯＮ（ＤＸビジョン）を以下の様に掲げています。  近年、デジタル技術が目覚ましく進展している中、新型コロナウイルス感染症問題が社会のデジタル化を急加速させ、コミュニケーションの在り方、働き方や生活スタイルなどが大きく変化しており、当社のビジネスにおいても変化への対応が求められています。  私たちは、お客様に住まいの楽しさや温もりなどの「リアル」に体験・感じていただくことを大切にしつつ、デジタルと向き合い、デジタルを駆使し、デジタルを学ぶことで、お客様の満足度向上と働きがいのある職場づくりによる「豊かさ」の最大化を目指します。  デジタルを活用し「お客様の満足度向上」と「働きがいのある職場づくり」を実現し、家づくりの楽しさと、住むともっと楽しくなれる好みによってCUSTOM(カスタム）できる「規格住宅」を提供することで、「豊かさ」の最大化を目指します。  （DX VISION go to 2025　Ｐ２） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX VISION go to 2025 | | 公表日 | 2022年　11月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ネオホーム　DX VISION go to 2025  <https://www.neohome.jp/bd/files/2022/11/DXvisiongoto2025-1.pdf>  （Ｐ３） | | 記載内容抜粋 | ＤＸ　ＶＩＳＩＯＮの実現に向け、下記のＤＸ戦略を策定しています。  ◆デジタル活用によるお客様満足度の向上  ・お客様のアクセシビリティとUI/UXの向上に向けたデジタルチャネルの拡充と充実  デジタルチャネルを通じて得られるデータ（チャネル別/インスタグラムなど、お客様別/年代・家族構成など、WEB導線/直帰率など）を分析し、お客様起点の情報提供やデザイン構成を実現します。  ・お客様の暮らしを支えるアフターフォロー対応の充実  契約者様データ（入居経過年数など）を活用した定期的な情報提供などの自動配信システムや、問い合わせ・アフターフォロー専用のWEB完結型プラットフォームを提供します。  ◆デジタル活用による働きがいある職場づくり  ・業務プロセスのデジタル化  営業支援システムの導入による営業活動の記録・報告・共有のデジタル完結やAPI等のシステム間データ連携による手入力作業の削減などにより、生産性向上を図り業務時間短縮を目指します。  ・働きやすい職場環境の整備  テレワーク環境の整備やクラウド型コミュニケーションツールなどの拡充により、役職員のワークライフスタイルに柔軟に対応できる職場環境を目指します。  （DX VISION go to 2025　Ｐ３） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社ネオホーム　DX VISION go to 2025  <https://www.neohome.jp/bd/files/2022/11/DXvisiongoto2025-1.pdf>  （Ｐ４） | | 記載内容抜粋 | ＤＸを円滑かつスピーディに推進する体制を構築しています。  具体的には、社長直轄に「DX推進事務局」を設置し、「DX推進責任者」と  「DX推進担当者」を任命しています。  また、ＤＸ推進人材育成の観点から新しいデジタルツールの導入の都度、「デジタル取扱担当者」を任命し、社員同士で習熟度向上を図る体制を整えています。  （DX VISION go to 2025 Ｐ４） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社ネオホーム　DX VISION go to 2025  <https://www.neohome.jp/bd/files/2022/11/DXvisiongoto2025-1.pdf>  （Ｐ５） | | 記載内容抜粋 | 戦略を実行するＩＴシステム・デジタル技術活用に向けたアクションを下記の通り  実践していきます。  （戦略）◆デジタル活用によるお客様満足度の向上  ・各デジタルチャネルのアクセス件数やフォロワー数 などの可視化と分析  ・デジタルチャネル内コンテンツデザインの内製化・問い合わせ、アフターフォロー専用のプラットフォーム構築  （戦略）◆デジタル活用による働きがいある職場づくり  ・営業支援システムの導入  ・各業務システムのシステム間連携の拡大  ・クラウド型業務システムの拡充  ・情報セキュリティ体制の強化  （DX VISION go to 2025 Ｐ５） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX VISION go to 2025（Ｐ５） | | 公表日 | 2022年　11月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ネオホーム　DX VISION go to 2025  <https://www.neohome.jp/bd/files/2022/11/DXvisiongoto2025-1.pdf>  （Ｐ５） | | 記載内容抜粋 | （戦略）  ◆デジタル活用によるお客様満足度の向上  ・お客様のアクセシビリティとUI/UXの向上に向けた デジタルチャネルの拡充と充実  （指標）  デジタルチャネル経由の契約者の割合を2022年度比70％以上向上させることを2025年のＫＰＩとして設定しています。  ・お客様の暮らしを支えるアフターフォロー対応の充実  （指標）  デジタルチャネル経由の問い合わせの割合を2022年度比50％以上向上させることを2025年のＫＰＩとして設定しています。  （戦略）  ◆デジタル活用による働きがいある職場づくり  ・業務プロセスのデジタル化  （指標）  売上高対比の時間外労働時間を2022年度と同水準とす ることを2025年のＫＰＩとして設定しています。  ・働きやすい職場環境の整備  （指標）  テレワーク実施率を2022年度比30％以上向上させる ことを2025年のＫＰＩとして設定しています。  （DX VISION go to 2025 Ｐ５） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　11月　29日 | | 発信方法 | 当社ホームページに「DX　VISION go to 2025」の公表にあわせ、代表取締役社長からのメッセージを掲載しています。  <https://www.neohome.jp/info/7048> | | 発信内容 | 昨今、社会やビジネス、生活にデジタルは無くてはならないものになっています。  しかし、一方で「リアル」でしか体験できない、感じることのできないものは沢山あります。  私たちネオホームは、家づくり、暮らしにおいて「リアル」を大切にしながら、デジタルを活用した更なる提供価値向上に向け、「DX VISION go to 2025」を策定しました。  株式会社ネオホーム  代表取締役社長　田中　太一郎 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月　～　2024年　11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　12月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 2022年12月8日に情報セキュリティ基本方針を公表し、同年12月13日にはSECURITY ACTION２つ星を宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。